刑訴予備令和７－１５肢ア

第１　肢の結論

誤っている

第２　証人尋問の際の図面の取扱い

１　問題の所在

検察官が，犯行時の甲・Ｖの位置関係に関するＶの供述を明確にする必要がある場合において，図面を示してＶに証人尋問を行いたい。

いかなる手続で，図面を用いて証人尋問できるか問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

明確にするため必要があるとき，裁判長の許可を得て，図面を用いて証人尋問できる。（規則１９９条１２第１項）

したがって，弁護人の異議があるか否かは，尋問の適否に無関係である。

よって，肢は誤っている。

（２）理由

確かに，図面を用いて証人尋問をしてしまうと，証人が図面をみて供述をしてしまい。

反対尋問権が十分に機能しないことが考えられる。

証人は，記憶にあることを陳述するべきであり，書面（図面）などがあると，それに頼って陳述してしまうおそれがある。

そのため，弁護人の異議があれば，検察官は，図面を用いて証人尋問できないと思える。しかし，不当である。

仮に，図面がないと，本件のような現場の位置関係をイメージで説明することになってしまう。その結果，裁判所に，正確な内容が伝わらず，供述による立証が困難となる。

その結果，不当な結論になってしまう恐れがある。このことは，事案の真相（１条）との関係で，問題である。弁護人の不当な防御権の行使を防ぐため，異議なく手続を進められるようにする必要がある。

そこで，規則１９９条の１２第１項は，明確にするため必要があるときは，裁判長の許可を得て図面を用いられるとした。図面が不必要な場合にまで，参照を許してしまうと，図面に頼ってしまい，記憶とは反する証言をされるおそれがある。それも，問題である。そこで，訴訟指揮がある裁判長の許可を要件にいれることで，公正な手続の実現を図っている。

以上